

公益財団法人日本水泳連盟 加盟団体規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）の定款に規定された加盟団体に関する事項について定める。

(加盟団体の区分)

第2条 本連盟定款（以下「定款」という。）第33条による加盟団体は、つきの各項に掲げる団体の区分とする。

- (1) 定款第33条第1項に定める団体（以下「都道府県水泳連盟等」という。）
- (2) 定款第33条第2項に定める団体（以下「水泳関係団体」という。）

(加盟団体の使命)

第3条 本連盟の加盟団体は、水泳競技団体としての公正性、公平性を確保し、定款第3条の目的達成のため、社会的存在としての責務を自覚した組織運営を行い、以下の取り組みを自主的・自律的に行わなければならない。

- (1) 水泳競技者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、水泳競技の健全な普及・発展を図ること。
- (2) 水泳競技団体としての組織運営の透明性を確保し、コンプライアンス（法令遵守）とガバナンス（統治）の強化・充実を図ること。

(地域ブロック区分)

第4条 都道府県水泳連盟等の地域ブロック区分は、つきの通りとする。

地域ブロック	都道府県区分
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
東海	静岡、愛知、三重、岐阜
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	香川、徳島、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第2章 組織

(都道府県水泳連盟等の組織)

第5条 都道府県水泳連盟等は、各都道府県における水泳競技を統轄する団体として適切なる組織を有しなければならない。

(水泳関係団体の組織)

第6条 水泳関係団体は、水泳に関する事業を行う全国統轄団体として適切なる組織を有しなければならない。

(評議員及び理事候補者の推薦)

第7条 加盟団体は、評議員会に対し、評議員及び役員候補者選任規程に基づき、評議員候補者を推薦することができる。

2 都道府県水泳連盟等の地域ブロック（関東ブロックの東京都水泳協会を含む）及び水泳関係団体は、評議員及び役員候補者選任規程に基づき役員候補者選考委員会に対し、理事候補者を推薦することができる。

(加盟団体会長会議)

第8条 本連盟会長が必要と認めた場合は、加盟団体会長会議を招集することができる。

第3章 義務

(遵守すべき事項)

第9条 加盟団体は、関係法令及び加盟団体に適用される本連盟諸規程等を遵守し、本規程第3条に定める使命を果たすよう努めなければならない。

(報告及び届出義務)

第10条 加盟団体は、当該団体の役員に変更があった場合には、速やかに書面をもって本連盟に届け出なければならない。

2 加盟団体は、各団体の運営・事業又は活動に関する本連盟からの問合せ等に対し、適切に対応しなければならない。

(分担金)

第11条 加盟団体は、定款第37条に規定する分担金を、毎年5月末日までに納入しなければならない。

2 前項の分担金は、年額10万円とする。

第4章 主管料

(主管料)

第12条 加盟団体は、本連盟が主催する競技会等（競技会及び海外交流規則第2条に定め

る水泳競技会、水泳記録会、模範競技会、試泳会その他水泳競技を内容とする行事をいう）の主管団体となる場合には、本連盟より主管料として本連盟理事会において決議した金額の援助を受けるものとする。

第5章 加盟及び脱退

(加 盟)

第13条 定款第33条により新たに本連盟の加盟団体になろうとする団体は、つぎの書類を本連盟に提出し、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 規約
- (3) 所属団体及び支部組織一覧表
- (4) 役員一覧表
- (5) 前年度事業概況書、当該年度事業予定表及び当該年度予算案
- (6) その他本連盟が必要と判断した資料

(脱 退)

第14条 定款第35条により加盟団体が脱退しようとする場合は、つぎの書類を本連盟に提出し、理事現在数の過半数の同意を得なければならない。

- (1) 脱退届
- (2) 脱退理由書

第6章 処分及び不服申し立て

(処 分)

第15条 加盟団体が定款36条に定める義務を怠る等、組織の管理運営に適正を欠いたとき又は本連盟の加盟団体として不適当と認められるときは、定款36条に定める除名のほか、理事会及び評議員会の議決を経て、つぎの処分を行うことができる。

- (1) 指導
- (2) 劝告
- (3) 資格停止

(不服申し立て)

第16条 前条により処分された加盟団体が、処分通告後2週間以内に処分に対する不服の申し立てをした場合には、理事会及び評議員会において弁明をする機会を与える。

第7章 その他

(改廃)

第17条 本規程の改廃は、評議員会の議決により行う。

- 附則 1 本規程は、平成28年6月19日から実施施行する。
- 2 本規程は、令和5年3月26日より改定施行する。